

PRESS RELEASE

株式会社名古屋証券取引所

〒460-0008

名古屋市中区栄三丁目3番17号

TEL 052-262-3171

FAX 052-241-1527

URL <http://www.nse.or.jp/>

平成 15 年 10 月 29 日

各 位

10月社長記者会見

1. 平成16年3月期中間決算について

<資料1 参照>

2. IPO取引参加者制度の創設について

<資料2 参照>

3. 株式会社日本証券クリアリング機構による清算手数料の直接徴収開始に伴う
当取引所の定率負担金等に関する規則の一部改正について

<資料3 参照>

4. 株主優待展の開催について

<資料4 参照>

以 上

平成16年3月期 中間決算短信(非連結)

平成15年10月29日

会社名 株式会社名古屋証券取引所

(URL <http://www.nse.or.jp/>)

問合せ先 代表者役職・氏名 取締役社長 畔柳 昇

責任者役職・氏名 常務取締役 澤田 康夫 (TEL052-262-3171)

決算取締役会開催日 平成15年10月29日 中間配当制度の有無 有

1. 15年9月期の業績(平成15年4月1日～平成15年9月30日)

(1) 経営成績

(百万円未満切捨て)

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
15年9月中間期	579	(22.2)	53	(-)	48	(-)
14年9月中間期	745	(-)	42	(-)	63	(-)
15年3月期	1,417		95		121	

	中間(当期)純利益		1株当たり中間 (当期)純利益	
	百万円	%	円	銭
15年9月中間期	51	(-)	497.30	
14年9月中間期	62	(-)	611.98	
15年3月期	89		871.38	

(注) 期中平均株式数 15年9月中間期 102,690株、14年9月中間期 102,690株、15年3月期 102,690株
 会計処理の変更 無
 営業収益、営業利益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率

(2) 財政状態

	総資産	株主資本	株主資本比率	1株当たり株主資本
	百万円	百万円	%	円 銭
15年9月中間期	4,620	3,718	80.5	36,209.22
14年9月中間期	4,636	3,743	80.7	36,454.13
15年3月期	4,615	3,773	81.8	36,744.50

(注) 期末発行済株式数 15年9月中間期 102,690株、14年9月中間期 102,690株、15年3月期 102,690株
 期末自己株式数 15年9月中間期 -株、14年9月中間期 -株、15年3月期 -株

2. 平成16年3月期の業績予想(平成15年4月1日～平成16年3月31日)

	営業収益	経常利益	当期純利益	1株当たり年間配当金	
				期 末	
	百万円	百万円	百万円	円 銭	円 銭
通 期	1,122	108	111	0.00	0.00

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 1,087円76銭

業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき策定したものであり、予想にはさまざまな不確定要素が内在于おりますので、実際の業績はこれらの予想数値と異なる場合があります。

中間貸借対照表

(単位：千円未満切捨て)

科 目	当中間会計期間末	前中間会計期間末	増減	科 目	当中間会計期間末	前中間会計期間末	増減
	〔平成15年 9月30日現在〕	〔平成14年 9月30日現在〕			〔平成15年 9月30日現在〕	〔平成14年 9月30日現在〕	
資 産 の 部				負 債 の 部			
流動資産	3,241,502	3,279,575	38,073	流動負債	73,285	93,572	20,287
現金及び預金	3,206,020	3,266,952	60,932	未払費用	27,417	5,032	22,385
営業未収入金	7,271	991	6,279	未払法人税等	1,145	-	1,145
前払費用	22,720	6,269	16,451	未払消費税等	4,072	10,337	6,264
その他の流動資産	5,490	5,361	128	前受金	525	-	525
				預り金	18,625	10,067	8,557
固定資産	1,379,429	1,357,174	22,254	賞与引当金	21,500	68,135	46,635
有形固定資産	91,681	96,779	5,097				
建物	72,133	82,524	10,390	固定負債	829,321	799,702	29,619
備品	19,548	14,255	5,293	預り保証金	4,621	4,621	-
				預り信認金	372,629	307,677	64,952
無形固定資産	29,614	43,988	14,373	預り清算基金	-	6,800	6,800
電話加入権	1,781	1,804	23	預り違約損失預託金資産	-	8,910	8,910
ソフトウェア	27,833	42,184	14,350	退職給付引当金	396,814	426,275	29,460
				役員退職慰労引当金	55,255	45,418	9,837
投資その他の資産	1,258,132	1,216,406	41,726	負債合計	902,607	893,275	9,332
投資有価証券	181,765	164,285	17,480				
長期貸付金	37,418	43,214	5,796	資 本 の 部			
差入保証金	16,740	16,740	-	資本金	1,000,000	1,000,000	-
信認金特定資産	372,629	307,677	64,952	資本剰余金	450,000	450,000	-
違約損失預託金資産	-	8,910	8,910	資本準備金	450,000	450,000	-
違約損失積立金特定預金	628,178	628,178	-	利益剰余金	2,269,329	2,293,759	24,430
その他の投資その他の資産	50,800	71,000	20,200	任意積立金	2,230,915	2,230,915	-
貸倒引当金	29,400	23,600	5,800	違約損失積立金	628,178	628,178	-
				建物・機械積立金	1,153,363	1,153,363	-
				別途積立金	449,373	449,373	-
				中間未処分利益	38,413	62,843	24,430
				株式等評価差額金	1,005	285	720
				資本合計	3,718,324	3,743,474	25,150
資産合計	4,620,931	4,636,749	15,818	負債及び資本合計	4,620,931	4,636,749	15,818

中 間 損 益 計 算 書

(単位：千円未満切捨て)

科 目		当 中 間 会 計 期 間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	前 中 間 会 計 期 間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)	増 減
経常 損益の 部	営 業 収 益	579,628	745,324	165,695
	取引参加者負担金	338,733	363,646	24,912
	上場手数料	22,600	149,370	126,770
	年間上場料	138,809	179,456	40,647
	その他の営業収益	79,486	52,850	26,635
	営 業 費 用	633,301	702,349	69,047
	人 件 費	337,790	387,251	49,460
	施 設 費	229,106	238,771	9,664
	運 営 費	66,404	76,326	9,922
	営 業 利 益	53,672	42,975	96,647
営業外 損益の 部	営 業 外 収 益	4,738	20,073	15,335
	営 業 外 費 用	-	-	-
経 常 利 益		48,934	63,048	111,983
特別 損益の 部	特 別 利 益	-	-	-
	特 別 損 失	988	-	988
税 引 前 中 間 純 利 益		49,923	63,048	112,972
法人税・住民税及び事業税		1,145	204	940
中 間 純 利 益		51,068	62,843	113,912
前 期 繰 越 利 益		89,482	-	89,482
中 間 未 処 分 利 益		38,413	62,843	24,430

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間の負担額を計上しています。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務に基づき計上しています。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額の100%を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるのもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

中間貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 104,387 千円
2. 中間貸借対照表に計上した固定資産のほか、基幹業務システムおよび事務機器の一部についてはリース契約により使用しています。

平成16年3月期 業績予想

(単位：百万円未満切捨て)

科 目	当 期 (予 想) (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	前 期 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	増 減
営 業 収 益	1,122	1,417	294
営 業 費 用	1,239	1,321	82
営 業 利 益	116	95	212
経 常 利 益	108	121	230
当 期 純 利 益	111	89	201

I P O取引参加者制度の創設について

平成15年10月29日

株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

現在、有価証券の引受けを主たる業務とする証券会社が増加している。このような証券会社が当取引所の取引参加者となることにより、ベンチャー企業の上場促進、投資者に対する新たな魅力的な投資対象の提供が期待できる。

そこで、当取引所は、有価証券の引受けを主たる業務とする証券会社の取引資格取得を促すため、当取引所において行う業務に見合った適切なコストで参加することができる新たな取引参加者制度（I P O取引参加者制度）を創設することとする。

概 要

項 目	内 容	備 考
1．取引参加者の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな取引参加者の種類として「I P O取引参加者」を設ける。 ・I P O取引参加者とは、当取引所の市場において、当該I P O取引参加者が新規上場の際に主幹事業を行った上場会社の発行する有価証券（以下「売買対象有価証券」という。）の売買を行うための取引資格（以下「I P O取引資格」という。）を有する者をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・I P O取引参加者は、売買対象有価証券以外の有価証券の売買を行うことはできない。
2．取引資格の取得		
(1) 申請及び承認	<ul style="list-style-type: none"> ・I P O取引参加者になろうとする者は、当取引所が定めるところにより、当取引所にI P O取引資格の取得申請を行い、その承認を得なければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取得手続等については、総合取引参加者と同様とする。
(2) 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・I P O取引資格の取得要件は、証券会社又は証券取引法第107条の3第1項第1号の政令で定める外国証券会社であること、経営の体制、財務基盤、業務執行体制その他公益又は投資者保護のため必要と認める事項について当取引所が行う審査により適当であると認める者であること、とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合取引参加者と同様とする。

<p>(3) 資格取得費用</p> <p>入会金</p> <p>信認金</p> <p>(4) 参加者負担金</p> <p>定額負担金</p> <p>定率負担金</p>	<p>・ 50万円とする。</p> <p>・ 150万円に当該 I P O 取引参加者の本店以外の営業所の数に15万円を乗じた金額を加算した額とする。</p> <p>・ 月額20万円とする。</p> <p>・ 売買対象有価証券ごとの売買代金又は売買数量に徴収標準率を乗じて算出した額の総額とする。</p>	<p>・ 総合取引参加者と同額とする。</p> <p>・ 参加金は、売買できる有価証券が限られるため、徴収しないこととする。</p> <p>・ 総合取引参加者と同様とする。</p> <p>・ 徴収標準率については、総合取引参加者と同率とする。</p>
<p>3 . 売買対象有価証券の 売買を行う資格の喪失</p>	<p>・ I P O 取引参加者は、当該 I P O 取引参加者の売買対象有価証券の発行者である上場会社が株式の公募又は売出しを本邦内において行う場合において、当該公募又は売出しに関する元引受契約又は当該公募又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結していないときには、当該売買対象有価証券の売買を行う資格を喪失するものとする。</p>	
<p>4 . その他</p>	<p>・ I P O 取引参加者の義務等については、総合取引参加者と同様とする。</p>	

・ 創設時期

平成 1 5 年 1 2 月上旬の創設を目途とする。

以 上

株式会社日本証券クリアリング機構による清算手数料の直接徴収に伴う取引参加者負担金等に関する規則の一部改正について

平成 15 年 10 月 29 日
株式会社名古屋証券取引所

趣旨

現状、当取引所における株券等の現物取引に係る清算については、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「機構」という。）が行っているが、その対価については、当取引所が開設する有価証券市場における売買代金等に応じた清算手数料を当取引所が機構に支払っている。

この清算手数料の取扱いに関しては、機構設立時より「しかるべき時期に機構が清算参加者から直接徴収する」方針が表明されていたところであるが、本年 11 月より清算参加者からの直接徴収を実施する運びとなっている。

そこで、当取引所としては、今後、機構が清算参加者から清算手数料を直接徴収することに伴い、定率負担金に係る現在の徴収標準率を見直すこととし、そのため関連規則に関し所要の改正を行うものである。

概要

- ・ 売買立会による売買のうち売買システムによる売買を行っている株券（新株引受権証券及び日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券を含む。）新株予約権証券及び新株予約権付社債券に係る定率負担金については、現在の徴収標準率のままとし変更は行わない。
- ・ 株券における、終値取引による売買のうち自己株式の取得に係る売買、立会外分売及び立会外買付に係る定率負担金について、それぞれの区分に従い定められている現在の徴収標準率から万分の 0.06 を控除する。
- ・ 終値取引（自己株式の取得に係る売買を除く。）及び相対交渉取引による売買を行っている有価証券については、定率負担金は徴収しないこととする。
- ・ 国債証券、外国債券及びその他の債券に係る定率負担金について、それぞれの区分に従い定められている現在の徴収標準率から額面 100 円につき 6 毛を控除する。

（備考）

- ・ 取引参加者負担金等に関する規則 別表第 2

施行日

平成 15 年 11 月 4 日から施行し、同日以降の取引から適用する。

以上

取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第2 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率			別表第2 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率		
定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。			定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。		
上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率	上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率
株券及び新株引受権証券	売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.12</p> <p>ただし、株券において総合取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.05</p>	株券及び新株引受権証券	売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買、立会外分売及び立会外買付を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.12</p> <p>ただし、株券において総合取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.05</p>
		<p><u>立会外分売及び立会外買付による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</u></p> <p style="text-align: right;">万分の0.06</p>			<p><u>立会外分売及び立会外買付による売買の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</u></p> <p style="text-align: right;">万分の0.06</p>
		<p><u>終値取引による売買のうち自己株式の取得（商法第210条若しくは同法第211条の3の規定による自己株式の取得に限る。以下同じ）に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の</u></p> <p style="text-align: right;">万分の0.06</p>			<p><u>終値取引による売買（過誤訂正等のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</u></p> <p style="text-align: right;">万分の0.027</p> <p>ただし、自己株式の取得（商法第210条若しくは同法第211条の3の規定による自己株式の取得に限る。）に係る売買については、その売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.12</p> <p><u>相対交渉取引による売買（過誤訂正等のための売買を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</u></p> <p style="text-align: right;">万分の0.027</p>
新株引受権証券		（略）	新株引受権証券		（略）
転換社債型新株予約権付社債券	売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買及び立会外分売を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.05</p>	転換社債型新株予約権付社債券	売買代金	<p>売買立会による売買（過誤訂正等のための売買及び立会外分売を含む。）の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の</p> <p style="text-align: right;">万分の0.05</p> <p><u>終値取引及び相対交渉取引による売買（それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。）の市場内</u></p>

転換社債型新株予約権付社債券を除く新株予約権付社債券等		(略)	
国債証券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき <u>3毛5糸</u>	
外国債	円貨建外国債券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき <u>1厘9毛</u>
	外貨建外国債券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 当取引所が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額 100円につき <u>1厘9毛</u>
新株予約権付社債券等、国債証券及び外国債券を除く債券		売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき <u>1厘9毛</u>
日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券		(略)	

(注) 1. 株券及び転換社債型新株予約権付社債券における終値取引による売買(自己株式の取得に係る売買は除く。)及び相対交渉取引による売買(それぞれの売買に係る過誤訂正等のための売買を含む。)については、定率負担金を徴収しない。

2. . . 3. (略)

付 則

この改正規定は、平成15年11月4日から施行し、同日以降の取引から適用する。

			における売付代金及び買付代金の合計額の <u>万分の0.027</u>
転換社債型新株予約権付社債券を除く新株予約権付社債券等		(略)	
国債証券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき <u>9毛5糸</u>	
外国債	円貨建外国債券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき <u>2厘5毛</u>
	外貨建外国債券	売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 当取引所が指定する外国為替相場により売買額面総額を本邦通貨に換算した金額 100円につき <u>2厘5毛</u>
新株予約権付社債券等、国債証券及び外国債券を除く債券		売買数量	市場内における売付け又は買付けごとに 額面 100円につき <u>2厘5毛</u>
日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券		(略)	

(注) 1. 表中の上場有価証券の区分にかかわらず、相対交渉取引に係る定率負担金について、表中に定める算出の基準及び徴収標準率により算出される月間の定率負担金の額をすべて合計した額が9万円を超える場合は、その月の当該取引に係る定率負担金の額を9万円とする。

2. . . 3. (略)

平成 15 年 10 月 29 日

各 位

株式会社名古屋証券取引所

株主優待展の開催について

- 開催場所 : 名証インフォメーションセンター (入場無料)
名古屋市中区栄 3-3-17 (名古屋証券取引所 4 階)
- 開催期間 : 平成 15 年 10 月 27 日 ~ 12 月 26 日 (土・日・祝日は除く)
AM 9 : 0 0 ~ PM 5 : 0 0
- 出品企業 : 8 5 社

来場のうえアンケートにご回答いただいた方に抽選で、優待展示品をプレゼント (一部プレゼント対象品に限ります。)

<ご参考>

- ・名証上場企業数 : 4 3 5 社
- ・うち株主優待制度実施企業数 : 1 0 4 社
- ・うち 2 0 0 3 年株主優待展出品企業数 : 8 5 社 (昨年出品 5 9 社)

以 上